

やまゆり

学校だより

令和6年1月26日
78号
学校長 杉本賢二

校訓 「和の心」
学校教育目標 「社会に貢献しながら自立する生徒の育成」 一気づき・考え・実行するー
校内研究重点 「個別最適な学びと協働的な学びで、主体的に学習する生徒を育成する」

学校教育重点目標 「居心地良く、やる気のある学級・学校づくり」

PTA生活部会の「教育講演会」へのご参加を御願いたします

1月31日(水)にPTA生活部会主催の「**教育講演会**」があります。お忙しい中とは思いますが、**ご都合がございましたら、是非ご参加を御願致します。**

ご参加して頂きたい理由

1 **PTAの生活部主催の活動**で、役員の方々も参加して役割も担って頂いています。

役員さん方のご苦勞に報いるためにも御願致します。

2 **学校では、いじめや不登校が起こらない学級・学校づくりを第一にめざしています。**

保護者の皆様にも是非、学校教育へのご理解とご協力をお願い致します。

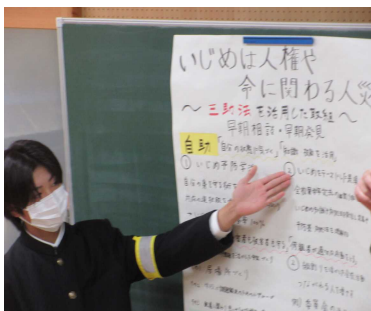
いじめや不登校の課題を、本校では県内一と自負できるほど**教職員**で努力しています。

また、生徒も生徒会を中心に取り組み1月27日(土)には、文部科学省の「全国いじめ問題子供サミット」に主体的に参加していじめ予防に取り組んでいます。

3 **講師に、山梨県の指導主事を招聘しています。**

今後のお子さんの中学校生活や高校での対応にも役立ちます。いじめは命に関わる人権侵害です。被害者も加害者も守るためには、保護者のご理解とご協力が必要です。

いじめ予防・啓発に一生懸命取り組む生徒会役員



学校教育重点目標 「生徒の良さを伸ばし、課題を改善する連携」

「いじめ防止」を連携して行う必要性と重要性

1 PTA生活部会の教育講演会の目的

道志中の一人一人の生徒のより良い教育のために、連携していじめ防止活動を推進する

2 本校生徒アンケート

道志中のような小規模校でいじめが起こるとどんなことが予想できるか

- ①大問題になる(複数) ※本校でいじめが起こると大問題になると生徒も予想しています
 - ・被害者だけでなく、加害者の生徒や保護者も困る
 - ・被害・加害者だけでなく、道志中に関わる全員が困る
 - ・進路にも大きな支障が考えられる
- ②クラス替えが出来ないので、転校や不登校につながる可能性が高い(複数)
- ③追い詰められると最後は命に関する問題になる

3 いじめをあなたが受けた場合、保護者に相談しますか ※ 相談しない生徒も多数

- ① いじめのことが大騒ぎになるのが嫌だから
- ② いじめた本人も知り、その後ひどくなってしまうことが心配だから (複数)
- ③ 結局、私が悪いと言われると思うから
- ④ 親に心配をかけたくないから(複数)
- ⑤ 親同士の喧嘩になったりして困るから
- ⑥ 親に相談しなくても、先生が解決してくれるから

学校としては、上記の理由について生徒同士で話し合い、教職員からも適切な指導をします。いじめの問題は、教職員だけの問題ではないことをご理解下さい。

4 道志中でいじめ防止を推進する生徒の意見

☆いじめの学習をしてきたので、そういうことが起こることは防ぎたい。今までの先生や生徒の努力が無駄になってしまう。

☆小規模校では大問題になる可能性がある所以、いじめについて学び、全校で話し合い、いじめ防止に努めることが大事だと思う。

☆このアンケートを受け、様々な人がいじめ防止についてもう一度真剣に話し合うことが大事だと思う。

☆しっかり学び、いじめ防止・早期発見・対応等で、とにかく被害を小さくしたい。

5 いじめ防止対策推進法の主旨

いじめ防止対策推進法は、「**いじめが起こらないように取り組む**」ための法律

6 保護者の責務等(9条)

- ① 保護者は、子の教育について**第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うものとする。**
- ② 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、**適切に当該生徒等がいじめから保護するものとする。**
- ③ 保護者は、**国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。**
- ④ (省略)前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解釈してはならない。

※ 相談を受けいじめの事実があると思われる場合には学校への通報を行う義務がある。
(23条1項)

7 いじめの防止を目的とした啓発等の措置(第15条2項)

- **いじめの防止を目的として、学校設置者及び学校に対して、①児童等が自主的に行う活動の支援、②児童等、保護者、教職員に対する啓発、③その他必要な措置を講ずることを求めている。**

8 関係機関との連携等(第17条3項)

- **いじめのための対策が効果を上げるためには、各関係機関の機能を十分に生かし、広く地域全体で連携・協力できる体制を構築していくことが望まれる。(省略)**

9 いじめの定義

- **被害者のいじめ認知(主観)によって、いじめは成立する。**

・いじめは、「悪」とは言い切れない事案があります。ハラスメントと同じで、相手が嫌がればいじめは成立してしまいます。現状では、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなります。

いじめサミットに参加し本校の実践を紹介する気持ち・全校生徒でそれに応える生徒



道志中学校のいじめ防止対策の説明

道志中学校

- 1 学校はいじめ防止に関する学校の方針を説明し、いじめ対応に関する積極的な学校づくりを宣言することが求められています。(いじめ防止対策推進法・学校いじめ防止基本方針)
- 2 上記1が求められる理由:いじめのない学校づくりは保護者の一番の願いであり、たとはいじめが起きた場合でも学校・保護者・外部人材の協力体制があることは、適切ないじめ対応の基盤となります。
- 3 いじめ防止対策宣言

道志村立道志中学校は、いじめは生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重要な影響を及ぼすものであり、いじめの未然防止・早期発見・適切な組織対応・再発防止を保護者や各関係機関と連携して徹底することを宣言します。

4 いじめ防止対策の基本方針

- ① 3つの班の機能(居場所・目標に取り組む組織・非認知能力育成)を活用し、学級での「真の安定」をつくり人間関係の充実とルールの定着を推進します。
- ② 全ての教科で「単元を貫く課題解決学習」を取り入れ、認められ嫌なことがない学習指導によって主体的に学習に取り組み、「活性化した学習集団」でいじめを予防します。
- ③ 本校独自の「自助・共助」を生かしたいじめ防止対策で、適切な考え方や行動を指導し、いじめの解決に死を選択させない指導を徹底します。
- ④ 年3回のWEBQU検査(標準化検査)や面接・観察等によって、いじめを早期発見します。
- ⑤ いじめの認知を発見したら、校長を中心としたいじめ対策組織で適切な対応をします。
- ⑥ いじめの認知発見から、24時間以内に報告書を教育委員会に提出します。
- ⑦ いじめの解消率を100%にする努力を徹底します。
- ⑧ いじめの再発防止を徹底し、最低3ヶ月は引き続き指導を継続します。
- ⑨ 校内研修や研究会を開催し、教職員のいじめ対応の知識・技能を向上します。
- ⑩ 小学校や行政、関係機関と連携した指導を展開します。

生徒一人一人が、持っている能力や良さを生かし、主体的に教育活動を行うには、「心理的安全性の確保」が必要です。

- ① 安定していて、主体性の高い学級づくりを教職員全員で行い、学年の差も無くす
- ② 徹底した、相談機能で生徒の悩みや困り感、辛いことを低減する。
- ③ 「いじめ防止を連携して防止」し、心理的安全性や安定をさらに向上する。

今現在は、いじめの認知や重大な事案がないから、全員で予防することを企画し、実行できます。本校の安定し主体的な教育活動は、①～③の努力によって成立しています。